

長期優良住宅認定申請等手数料

(建築基準法第6条第1項第4号の住宅)

令和4年2月20日施行

・1戸あたりの手数料

申請する建築物の延べ面積を下表に掲げる区分による手数料に、同時に申請する戸数で除して得た金額(100円未満切り捨て)

・法5条第1項、2項、3項に係る認定申請手数料

申請延べ面積	手数料(現行)		手数料(改正後)
200㎡以下	7,000円	➡	10,000円
200㎡を超え500㎡以下	14,000円		16,000円

注) 事前に性能評価機関の審査を受け確認書又は住宅性能評価書、又はこれらの写しを添付

・法第8条第1項に係る変更認定手数料

申請延べ面積	手数料		手数料(改正後)
200㎡以下	3,500円	➡	5,000円
200㎡を超え500㎡以下	7,000円		8,000円

注) 長期使用構造等に変更のない場合は性能評価機関の事前審査は必要ありません

・法第9条第1項に係る変更認定手数料(譲受人の決定時)

申請戸数	手数料
1戸につき	1,600円

・法第10条に係る地位の承継の承認手数料

申請戸数	手数料
1戸につき	1,200円

【長屋1棟3戸、延べ面積300㎡の手数料計算例】

$$\begin{aligned} (1戸あたり) \quad 16,000 \text{円} \div 3 \text{戸} &= 5,333 \text{円} \\ &\doteq 5,300 \text{円} \quad (100円未満切り捨て) \end{aligned}$$

$$(申請手数料) \quad 5,300 \text{円} \times 3 \text{戸} = 15,900 \text{円}$$